

県民向け施設へのネーミングライツ導入に係る公募に関する質問、回答

該当施設	質問	回答
全施設	<p>契約書（案）では、令和6年度契約料の納付期限が空欄となっておりますが、納付期限は具体的にいつまでになるのでしょうか。</p>	<p>契約金は契約締結日（令和6年8月下旬頃）以降に県が調定を行いますので、調定後に定められた納期限（調定の日から二十日以内）までに納付していただく必要があります。</p> <p>なお、契約保証金（2年7ヶ月分の契約金額の百分の十以上の金額）は契約締結日より前に納付していただく必要があります。</p>
全施設	<p>契約金について、契約会社と関わりの深いグループ会社も支払いに含めることは可能でしょうか。</p>	<p>契約者と納入義務者は一致させる必要があるため、契約金・契約保証金の支払いは契約会社が行う必要があります。そのため、契約会社と関わりの深いグループ会社を支払いに含むことはできません。</p>
全施設	<p>公募要項8（3）オにおいて、「屋外広告物条例に係る必要な事務手続きはパートナーにおいて行い、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。」と記載されています。</p> <p>この事務手続きは施設所有者である県が行うべきではないのでしょうか。</p>	<p>新たに表示する看板等の設置・所有者はパートナーであり、申請手続は原則パートナー（当該広告物の表示について最終的に責任を負う者）をお願いしております。手続き方法については、県立ももち文化センター・アクション福岡は福岡市屋外広告物条例、県営春日公園は福岡県屋外広告物条例をご参照ください。</p> <p>なお、表示する看板等の内容によっては県・市の屋外広告物条例の適用除外に該当する場合があります。この場合、主に県が適用除外に係る事前協議の手続きを行いますが、許可権者において看板等の内容確認を行うため、看板等のデザイン案や各種図面などの資料をパートナーから財産活用課へ提出していただく必要があります。</p>

<p>全施設</p>	<p>視察は立ち入り可能な区域より行う予定ではありますが、万が一通常立ち入りが可能とされていない場所の視察（高所等含む）はどちらに連絡すればよろしいでしょうか。</p>	<p>財産活用課財産活用係に電話またはメールでその旨をご連絡ください。 Tel : 092-643-3235 メール : z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp</p>
<p>春日公園</p>	<p>看板を表示する際に、施設のコンクリート素材の壁面にビスを打って固定をすることは可能ですか。</p>	<p>看板をコンクリート壁面にビスで固定することは可能です。施設の構造・仕様及び将来の原状回復に支障がないよう設置する必要があるため、事前に相談をお願いいたします。</p>
<p>春日公園</p>	<p>野球場の改修期間がありますが、減免措置はございますか。</p>	<p>野球場改修工事は令和7年11月から令和9年1月を予定しており、工事期間中に大会等の開催はできませんが、グラウンドは使用可能となっております。そのため、減免措置はありません。 なお、公募要項に示している場所すべてに看板を設置しなければならないわけではないため、野球場の改修期間を考慮し、看板等設置場所を検討の上、ご提案をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>春日公園</p>	<p>庭球場は照明塔が看板設置可能場所になっているが、入口正面のフェンスに広告物を設置することは可能か。（公募要項に記載してある設置候補場所以外の場所へ広告を設置することはできないのでしょうか。）</p>	<p>設置候補場所以外の場所での看板設置を希望される場合は、優先交渉者決定後に県・指定管理者と協議を行い、施設管理・運営上支障がなければ設置することができます。</p>

<p>ももち文化センター</p>	<p>看板のそばに（看板の代わりとして）壁面デジタルサイネージを設置することは可能でしょうか？名前はもちろん、サイネージには様々なコンテンツを映す運用は可能ですか？内容は地域情報や事業紹介（有料広告的運用）することは可能でしょうか？</p>	<p>福岡市屋外広告物条例に規定されている仕様・規格内であれば、デジタルサイネージ式の看板を設置して施設や地域に関する情報を表示することは、所定の行政財産の目的外使用許可に関する手続きを行うことによって可能です。ただし、ももち文化センターの敷地の一部は福岡県が福岡市から無償で使用貸借している土地であり、当該土地の使用貸借契約上の使用目的に抵触しないかどうかの確認が必要になりますので、県・指定管理者だけでなく、福岡市財政局財産管理課にも協議を行う必要があります。</p> <p>また、デジタルサイネージの有料広告的運用については、行政財産である本件導入施設の公共性、公益性、中立性の観点や本件事業の趣旨を勘案し、認められません。</p>
------------------	--	---